第四条中「第四号」を「第五号」に改め、第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第四条の三第一項及び第四条の四第一項中「第十一号」を「第十号」に、「第四号」を「第五号」に改める。

第五条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　課徴金の徴収に関すること。

第五条第六項に次の一号を加える。

四　課徴金の徴収に関すること。

第六条第二項中「第五号から第十一号まで」を「第四号から第十号まで」に改める。

附　則

この規則は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

告　示

○金融庁告示第二十六号

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第九十三条の規定に基づき、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年三月三十日から適用する。

平成二十七年三月三十日

金融庁長官　細溝　清史

第三条中「平成二十六年六月三十日」を「平成二十六年十二月三十一日」に改める。

○総務省告示第百十四号

電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）第四十六条第一項の規定に基づき、指定試験機関として指定した一般財団法人日本データ通信協会から、電気通信主任技術者試験の実施に関する事務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十七年三月三十日

総務大臣　山本　早苗

一　所在地を変更する事務所の名称及び変更後の所在地

事務所の名称	事務所の変更後の所在地
一般財団法人日本データ通信協会情報通信人材育成本部四国支部	愛媛県松山市味酒町一―一〇―二

二　変更年月日

平成二十七年二月九日

○総務省告示第百十五号

工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）第四十四条第一項の規定に基づき、指定試験機関として指定した一般財団法人日本データ通信協会から、工事担任者試験の実施に関する事務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十七年三月三十日

総務大臣　山本　早苗

一　所在地を変更する事務所の名称及び変更後の所在地

事務所の名称	事務所の変更後の所在地
一般財団法人日本データ通信協会情報通信人材育成本部四国支部	愛媛県松山市味酒町一―一〇―二

二　変更年月日

平成二十七年二月九日

○政治資金適正化委員会告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十七年三月三十日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏　名
四八四三	二七、三、一三	望月　壽夫
四八四四	二七、三、一三	角圍　友章
四八四五	二七、三、一三	小島　一郎
四八四六	二七、三、一三	山本　克己

○法務省告示第百八十七号

千葉県南房総市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十七年三月三十日

法務大臣　上川　陽子

千葉県安房郡八束村大津五百三十五番地

福原利右ェ門

○外務省告示第八十七号

平成二十七年三月五日にキガリで、第三次地方給水計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がルワンダ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　第三次地方給水計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十億千三百万円

3　贈与の供与期限　平成三十一年二月二十八日まで

4　署名者

日本側　小川和也在ルワンダ大使

ルワンダ側　クラヴェール・ガテテ財務・経済計画大臣

平成二十七年三月三十日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第八十八号

平成二十七年三月六日にワガドゥグーで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がブルキナファソ政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億四千万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　二石昌人在ブルキナファソ大使

ブルキナファソ側　ムッサ・ネビエ外務・域内協力大臣付域内協力担当大臣

平成二十七年三月三十日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第八十九号

平成二十七年三月十一日にコナクリで、ギニア共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がギニア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　七億五千万円

3　署名者

日　本　側　中野直継在ギニア大使

ギニア側　クゥトゥブ・ムスタファ・サノ国際協力大臣

平成二十七年三月三十日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第九十号

平成二十七年三月十一日にロメで、カラ橋及びクモング橋建設計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がトーゴ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　カラ橋及びクモング橋建設計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　六千二百万円

3　贈与の供与期限　平成二十九年九月三十日まで

4　署名者

日本側　川村裕在トーゴ大使

トーゴ側　ロベール・ドゥセ外務・協力大臣

平成二十七年三月三十日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第九十一号

平成二十七年三月十三日にダルエスサラームで、第三次タザラ交差点改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がタンザニア連合共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　第三次タザラ交差点改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十七億二千二百万円

3　贈与の供与期限　平成三十一年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　松永一義在タンザニア臨時代理大使

タンザニア側　サバシウス・リクウェリレ財務次官

平成二十七年三月三十日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第七百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月三十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　茨城県常陸太田市上深荻町字原行二三四九から二三五一まで、字水廻し二三七五の一、二三九一の二、字堺田二三七六、字釜ノ沢二三九三